

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所
所 在 地	千葉市稲毛区園生町1107-7
評価実施期間	平成 30年 12 月 18 日～平成 31 年 2 月 25 日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	かやの木保育園 カヤノキホイクエン		
所 在 地	〒270-0122 千葉県流山市大畔198番地		
交通手段	つくばエクスプレス流山おおたかの森駅下車 バス5分(流山警察前下車)		
電 話	04-7159-2700	FAX	04-7159-2732
ホームページ	http://www.kavanoki-hoiku.com		
経 営 法 人	社会福祉法人わかくさ会		
開設年月日	2001年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	16	20	24	24	24	120		
敷地面積	2084.34㎡			保育面積 (延床面積)		1271.55㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	小児科健診 0歳児 6回/年、1・2歳 3回児/年、3・4・5歳児 2回/年 歯科健診 1回/年 尿検査 1回/年 身体測定 1回/月								
食事	自園調理、完全給食、安心安全な食材利用、アレルギー食個別対応								
利用時間	開園時間 7:00~20:00								
休 日	日曜・祝日、年末年始休暇(12/29~1/3) 協力日3/31								
地域との交流	高齢者デイサービス訪問・行事招待による交流、近隣小学校との交流 近隣高等学校生徒職業体験、看護学生実習受け入れ、かやの木フェスタ								
保護者会活動	定例役員会、本部役員との懇談会 2回/年、親子運動会の実施、 各種行事手伝い、環境整備手伝いなど園のバックアップ								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	34	16	50	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	34	0	4	
	保健師	調理師	事務	
	0	1	1	
	用務	その他専門職員		
	2	0		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	流山市保育課または保育園に入所申込		
申請窓口開設時間	午前9時から午後5時（土・日・祝日除く）		
申請時注意事項	流山市規程による		
サービス決定までの時間	流山市規程による		
入所相談	電話・園見学については電話申し込み		
利用代金	保育料は流山市規定による、その他、園の入所案内による		
食事代金	夕食300円/1食		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>乳幼児の最善の利益を尊重し、一人ひとりの子どもを大切にします。子どもは豊かに伸びていく力と可能性を持っています。その可能性が最大限発揮できるよう援助します。</p>
<p>特 徴</p>	<p>一人ひとりの子どもを大切にする保育に努力しています。 0歳児から2歳児までの乳児期は育児の担当制を行い、人への信頼や、情緒の安定をはかります。 3歳児から5歳児は異年齢混合保育を行い、自分とは違う相手を知り社会性を育みます。その子の興味や関心から始まるあそびを通じて、主体的な学びを仲間とともに進めます。 職員は子ども・保護者一人ひとりの違いを尊重し、支援します。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>保護者とともに子どもの最善の利益を尊重する保育を行います。そのため保護者との直接のコミュニケーションを大切にします。保育室の空間、設備、子どもの発達に必要な道具、おもちゃなど、園全体の雰囲気と環境を整えて保育しています。 保育園での子どもたちの生活を安定させ、一貫性を持たせるために早朝から夕方6時30分までの保育は担任がローテーションを組んで担当します。6時30分以降夜8時までは専任職員がゆったりと保育します。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
職員が保護者の気持ちに寄り添い信頼関係を築いている
保護者と分かり合うため、送迎時に園の子どもの様子や体験した思いなどを伝えており、乳児クラスは必ずクラス担任が対応し、幼児クラスでは各担任7名でローテーションを組んで、保護者とコミュニケーションを取ることに心がけている。また、入園時または必要に応じて子どもへの理解を深めるために家庭訪問を実施している。普段から園長、主任、担任が、保護者の子どもに関する悩みや不安などについて共有し、対応や解決方法を一緒になって考えて支援していることがうかがえる。園は子どもの性格等を理解した上で保護者の気持ちに寄り添い、日々の積み重ねによって相互の信頼関係を深めている。
子どもが自主的に生活や遊びが発揮できる環境作りに努めている。
子ども一人ひとりが興味・関心を持って遊べるように、市販品では補えない遊具・玩具・道具を創意・工夫し職員は手作りしている。部屋ではごっこ遊び・粘土遊び・製作などの各コーナーを設けて、子どもが好きな遊びが出来る場所を用意している。また、立ったままでも遊べる高い机や玩具入れが両サイド空きの棚作りで、子どもが遊びの選択・展開ができるように工夫している。園は保育の過程で子どもの遊びが中断しないように可能な限り継続できるよう努めるなど、子どもが自主的に生活や遊びが発揮できるよう環境作りに努めている。
食育の環境を整え栄養士・調理員・保育士が連携し推進している
食に関わることを子どもの生活の一部と捉え食育に取り組んでおり、安全な食材・旬の材料の使用し、季節の献立や伝統行事食を楽しんだり、園庭で収穫した野菜も調理し使っている。食事は子どもの発達や成長に対応し、0歳児は1対1、1歳児は1対1から徐々に3対1とグループに移行して、2歳児は4対1、3歳以上は5～6名のグループで食べている。また、保育室での給食の配膳を栄養士が行うことや、子どもが調理に参加して子どもと栄養士との交流を持つ機会も設けている。給食は乳児食、幼児食、夕食とそれぞれの担当の栄養士が献立をたて、間食は「おやつ」ではなく、「午前食」、「午後食(軽食)」として提供し、延長保育の子どもには必要に応じて夕食も提供している。園は食育の環境を整えており各職種が連携し推進している。
地域の子育て家庭への支援に力を入れている
地域の保護者への子育て支援として、地域子育て支援センター「かるがも」や、一時預かり保育事業として「やまばと」を併設し運営している。「かるがも」は地域の親子の遊び場や育児相談などに利用されており、マタニティから未就学児の親子が利用できる場となっている。とくに父親の参加を促す土曜日の「土曜かるがも」や「パパ・ママかるがも」は、父親の子育てへの参加と週末の遊び場を提供している。また、急な用事や母親のリフレッシュなどをサポートする一時預かり保育事業「やまばと」を運営している。そのほか、地域の公共施設にわらべ歌や身近なおもちゃなどの紹介に職員が出向する「おでかけかるがも」をおこなうなど、地域の子育て家庭の支援に取り組んでいる。
さらに取り組みが望まれるところ
さらなるリスクマネジメントに取り組むことを期待したい
さまざまなリスクに対する対策を講じており、毎月の避難訓練も場面を想定し実施したり、ヒヤリハット報告は園内研修で話し合っている。感染症が発生した場合は安心伝言板で保護者に周知するとともに注意を促している。アレルギーの除去食も厨房とクラスでのダブルチェックとしている。さらに、ヒヤリハットを数多く収集することや、各種の点検を確実に行うことやその記録の整備、防犯対策など多様なリスクの管理を強化し、子どもの安全確保に取り組むことを期待したい。
人材確保と人材育成の継続した取り組みが期待される
人材確保は重点課題であり事業計画に人材確保を明記し法人あげて取り組んでいる。また、年間のキャリアパス研修計画を作成し一人ひとりの育成に努めており、研修計画は経験年数別の課題を明示し、園外研修に職員を派遣している。園内研修は年間テーマを決めて取り組んでおり、現場の保育に役立っていると思われる。個別面談も実施しており、課題について取り組みを確認したり助言などしている。なお、職員一人ひとりの育成の仕組みをさらに機能させ、人材育成を図ることが期待される。
(評価を受けて、受審事業者の取組み) 多面的に私たちが行っている仕事について評価していただき、取り組んでいる意味や意義について再確認することができた。私たちが大事にしていることを客観的に良い点として評価していただいたことは自信につながった。課題については助言を参考にさらなる改善と工夫を重ね、園の力にしていきたい。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	2	2	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1	
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	3	1	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1	
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。		4	0			
災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				123	6		

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)園のホームページには、園のスタートは保育園がない地域において、働くことと子どもを産み育てることの両立や、子育てに安心できるよりどころを願う市民が、地域の保育要求調査をおこない、多くの方々の賛同を得て2001年に設立されたと、紹介されている。保育目標はホームページやパンフレットに掲載しており、「乳幼児の最善の利益を尊重し、一人ひとりの子どもを大切にします。子どもは豊かに伸びていく力と可能性をもっています。その可能性が最大限に発揮できるよう援助します。」と謳い、子どもの権利を尊重し、一人ひとりを大切に保育の精神を読み取ることができる。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)日々の保育は園の目指している保育の実現に向けて実践しており、経営層は年度末の会議の場で園の目指すこと、大切にしていることなどを改めて伝えている。また、さまざまな場面で保育目標である「子どもの最善の利益」になっているか問いかけ、職員自ら考え気づいてもらうようにしている。保育実践については年3回総括を行い取り組んできたことをまとめている。今年度の園のテーマは「基本を学ぶ」であり、絶えず基本に立ち戻り保育を振り返っており、毎月の研修ではクラス発表から気づきを得て、改善などにつなげている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)保護者に対して園の目指している保育を入園前の全体説明会で伝えたり、入園時には重要事項説明書(入園のしおり)をもとに個別に説明している。保育実践は毎日の送迎時に成長や発達などを伝えるほか、毎月発行している園便りや家族懇談会で写真やビデオなどで日頃の保育を見てもらい、話し合うようにしている。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)法人の中長期計画及び事業計画に基づいて、単年度の園の事業計画が策定されている。事業計画には保育計画や職員に関する計画などを盛り込んでいる。事業計画は園を取り巻く環境の分析や現状を踏まえ策定されている。なお、単年度の事業計画には重点的に取り組む事項を明示することもよいと思われる。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)園の事業計画の作成にあたり、原案を園長・主任で検討し、職員には職員会議で説明して意見を聞いている。保育計画は年3回のまとめの会議で検証し、成果と課題を明確にしている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)経営層は年3回のまとめ会議のなかで、各クラスが取り組んできたことを発表し合うなかで助言するなど、組織の質の向上に指導力を発揮している。年度末におこなう保護者向けの運営説明会は、経営層に代わり保育士が保育について説明するなどしている。職員との個別面談も年1回実施しており、法人と園の幹部職員が個別の面談を行い各人の課題などについて相談に乗っている。また、研修についてはキャリアごとに園内研修や外部研修を受講する機会を設け、職員の評価については複数でおこない公平性の担保に努めるなど、体制を整え目指す保育の実現に向けても指導力を発揮している。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)職員が遵守すべきことは就業規則に明記されており、入職時に配布して服務規律・遵守事項などを説明している。新入職員は研修で法人の理念や就業規則の理解、社会人としてのマナーなどを学んでいる。個人情報保護についても研修で周知を図るとともに誓約書を取り交わし、カメラやスマートフォンの写真の取扱いにも注意を払い、プライバシーの保護に努めている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 □評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)人材確保は重点課題であり法人の事業計画に人材確保と処遇改善を明記し、不断に取り組んでいる。また、年間のキャリアパス研修計画を作成し人材育成に努めている。職員の事務分掌は管理規定に記載し、委員会や係など年度の任務分担を組織図で明確にしている。評価については、年1回経営層と法人の人事担当理事が常勤職員に面談をおこない、仕事の目標や今後の課題、受講したい研修などを、自己評価をもとに助言したり相談に乗っている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 □職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)有給休暇の消化や時間外勤務の状況を把握し、有給休暇は職員に取得可能な日程を伝え、偏りなく消化できるよう配慮している。人員体制は常に現場の状況の把握に努め、法人とともに必要な人員配置に努力している。夏休みの確保や育児休暇なども取得を励行している。健康診断は年1回実施し予防接種は補助金を支給したり、ストレスに対しては専門医の受診を促している。職員は何かあればクラスリーダーに相談しており、経営層も声掛けや個人面談で対応している。職員の休憩室も子どもと離れて休息できる場所にするなど、職員の働きやすい職場環境の整備に努めている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)法人の中長期計画には、「キャリアアップ研修に加え、経験や能力に応じた職員の働き方を支援する」と謳い、園の事業計画にも職員に対する計画として年間の研修テーマを掲げ、人材育成に取り組む姿勢を明確にしている。キャリアパス研修計画では、経験年数別の課題を明示し、園内研修や園外研修で学ぶ内容や受講する研修などを具体的に記載している。外部研修受講後は報告書を書いてもらい、内容により園内研修で共有を図っている。新人職員は入職時に4日間の学習と実践研修を実施しており、リーダー職員や副主任が指導・育成に取り組んでいる。常勤職員とは年1回個人面談を実施し、自己課題の振り返りと今後の課題などを確認し、助言するなど一人ひとりの育成に取り組んでいる。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)児童福祉法や子どもの権利条約等の研修をおこない、権利擁護の理解を深めている。日常の保育では子どもの気持ちを汲み取り、言葉で表現して本人の気持ちに寄り添うことを大切にしている。子どもを否定するような言葉については改めて会議で話し合ったりしている。見学時にも、子どもたちが穏やかに過ごしていることがうかがえた。虐待が疑われるような場合は関係機関と連携する体制がある。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 □利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)個人情報保護に関する規定を策定し、対象となる情報の種類や適用範囲、管理責任者などを明示している。職員には入職時に説明して同意書もらい、実習生とは学校と確認している。保護者には重要事項説明書をもとに説明し、子どもの写真の掲示については意向確認をおこない、同意書もらっている。児童票などの重要書類は鍵のかかる書棚に保管し、パソコンはパスワードで管理して情報の保護に努めている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)毎年父母会が保護者アンケートを実施しており、その結果を踏まえ園と父母会役員で話し合いを持っている。問題点は協議できることは改善に結び付け、結果は父母会発行のニュースや園内掲示などで保護者に周知を図っている。給食アンケートも年1回おこなっており、給食室会議などで話し合い、献立に反映させている。園では保護者が要望や意見を言いやすいよう普段からコミュニケーションを大切にしている。相談は事務室や相談用の部屋を利用するなどプライバシーに配慮し、相談は内容により業務日誌や苦情解決記録簿などに記入している。なお、保護者アンケートの意見では要望に対し改善が見られないなどの意見も複数ある。できないことについても丁寧な説明が望まれる。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 □相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)苦情解決の体制があり、苦情受付責任者や苦情解決責任者及び第三者委員の氏名を重要事項説明書に記載し、入園時に保護者に説明している。苦情を受け付けた場合は苦情解決記録簿に記録し、苦情解決責任者が内容を確認して対応や改善点を保護者伝え、解決を図っている。保護者の意向は送迎時やクラス懇談会などで把握に努め、内容によりクラスで話し合ったり、外部の機関につなげるなどの対応をしている。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 □ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 年3回、期のまとめをおこなって、子どもの健康や計画作成、外遊びの環境づくりなどを振り返り、成果や課題を見出し次期の活動につなげている。今年度のまとめの会議のテーマは「改めて基本を学ぶ」であり、クラスからの報告を共有して、一人ひとりが保育の質の向上に努めている。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 子どもの日課に合わせた業務分担や手順をクラスごとに作成している。また、水遊びや園庭の使用法、アレルギー対応や嘔吐処理についてもマニュアルを作成している。見直しはクラスリーダーが中心となって適宜おこない、現状に即した内容としている。マニュアルは各クラスや事務室に設置し、いつでも見られるようにしている。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 入園を希望する保護者の見学会はホームページに日程などを明記し、希望者に内容が分かりやすいものとしている。説明や見学は予約制で、一日6名を上限として実施している。また、随時電話の予約を受けて対応している。見学時は園長が対応しており、利用者のニーズに応じてできる限り説明をしている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園時には保護者が理解しやすいように少人数で重要事項説明書に従い理念に基づく保育方針や園での一日の過ごし方、基本的ルールなどについて説明している。保育方針は「かやの木保育園ってどんな保育園？」と題して保護者に分かりやすく文章化されている。各クラスにおける保育の説明や保護者の意向等は担任が確認して記録するとともに、重要事項に関することは書面で保護者の同意を得ている。また、重要事項説明書は毎年見直しをおこない、保護者には運営説明会で保育方針や基本的ルールなどを再度伝えるようにしている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下で作成されている。
(評価コメント) 全体的な計画は、保育理念、保育方針、保育目標に沿った内容とし、年齢別目標は発達過程を考慮して作成されている。「保育所保育指針に定めるねらい」に基づいて、養護と教育を領域別に明記している。また、「幼児教育で育みたい資質・能力」を領域別に組み込み編成している。子どもを取り巻く家庭環境や地域の実態を考慮して、毎年職員と全体的な計画を協議し見直ししており、作成された計画は年度末に全職員で確認をしている。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画に基づき、長期的な目標や子どもの生活・発達を捉えながら年間計画、期の計画、月案が作成されている。短期的な指導計画は子どもの日々の生活に応じて週案、日課表などが作成されている。指導計画は子どもの姿と保育の実践を振り返り、改善に努めている。0、1、2歳児、特別に配慮が必要な子どもに対しては、心身の発達、言葉や生活習慣の獲得など具体的な個別計画を作成している。特別に配慮が必要な子どもについては家庭や各関係機関と連携を取りながら支援計画を作成している。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 子どもの発達段階に即して、興味や関心が持てるような環境、遊具、玩具について研究し、必要なものを備えるように努めている。市販品では補えない玩具、遊具や道具については職員が工夫して手作りをしている。乳児クラスでは、手の届く範囲内に玩具が用意されていた。また、子どもが疲れた時に横になれるようにコートを置くなどしている。幼児クラスでは、ごっこ遊び、粘土遊び、製作などの各コーナーを設け、子どもが自由に遊べるようにしている。また、立ったままでも遊べるように机を高くするなど、活動がしやすいように工夫している。両サイドが開いている棚に玩具を置き、子どもが自主的に出し入れして遊びを選択、展開ができるようにしている。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント)散歩を積極的に取り入れ、近隣住民と挨拶するなど触れ合う機会をつくっている。お月見会には地域住民、実習生、卒園生、近隣の高齢者施設の利用者などを招いて年長児が和太鼓などの披露したり、高齢者施設を訪問するなど交流を図っている。また、自然環境を活用して子どもたちの五感を発達させるように努めるとともに、地域の交通機関を利用して消防署や小学校の見学に行ったり電車を見に行くなど、社会体験の機会をつくっている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント)年齢に合わせて職員が子どもの気持ちを汲み取って言葉を引き出したり、言語化するように援助をしており、けんかやトラブルが発生した場合はお互いの気持ちや意図をくみ取り代弁するなどしている。異年齢の子どもの交流では3、4、5歳児までの縦割り保育に取り組み、年長児が昼寝の準備や当番制でクラスの靴箱掃除をするなど、子どもが役割が果たせるように取り組んでいる。また、生活や遊びを通して様々な人がいることに気づき、関りを持って遊べるように配慮し、他児への思いや気づきなど社会性を育めるような環境づくりに努めている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント)特別な配慮が必要な子どもの保育では担当保育士が個別計画を立案し、各職員が情報を共有して援助している。また、各専門機関と連携し助言を受けるなどして対応している。必要に応じて個別計画に基づいた援助について全職員で話し合う場を設けている。園では保護者に適切な情報を伝えるため、年度末に個人面談を実施し、子どもの発達や成長への理解を深めてもらうとともに、保護者の悩みや不安などの相談に乗るなどしている。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント)長時間保育は決められた保育室で行い、人数が多い時には0、1、2歳児と3、4、5歳児に分けて保育している。子ども達の生活や様子は連絡ノートで延長専任職員に情報が引き継がれ、保護者に説明されている。通常保育から子どもが気持ちを切り替えて過ごせるよう安心・安全に努めている。また、延長専任職員も外部研修が受講できるような体制を作っている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント)0、1、2歳児クラスの送迎時には必ずクラス担任が対応して保護者とコミュニケーションをとる体制となっている。3、4、5歳児クラスの送迎時は幼児担任の7名がローテーションを組み保護者とコミュニケーションをとるようにしている。保育園について理解を深めてもらうために年度末に運営説明会を設けたり、クラスの年間の見通しや子どもたちについて話し合う機会として、ビデオ参観と懇談会を定期的に設けている。また、入園後または必要に応じて家庭訪問を実施したり、保護者と子どもの発達状況の共有するために定期的に個別面談をおこなっている。なお、個人面談の記録はメモにとどまっているので今後は記録することが望まれる。就学に向けて幼保小関連教育会に参加し連携を図ったり、就学した小学校へは保育要録を送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント)子どもの健康に関することは「児童票」と「健康記録」に記録している。嘱託医により、0歳児年6回、1歳児年3回から4回、2歳児年3回、3、4、5歳児は年2回健康診断と発達相談をおこなっている。歯科検診、歯磨き指導、尿検査などは年1回、身体測定は月1回実施して健康管理をしている。職員は日々の子どもの心身の状態を観察し、機嫌、食欲、顔色、活動性や登園時の連絡ノートの情報を保育日誌に記録している。不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合は行政機関と連携し、対応する体制がある。		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント)感染症の予防や注意事項、治癒証明が必要な病気や登園停止期間などを園だよりや重要事項説明書で周知している。感染症が発症した場合は、安心伝言板で保護者に通知し、感染を最小限に抑える対策を進めている。乳児突然死症候群発生予防や体調急変に対応するため、0歳児は5分おきにプレスチェック表に記録している。子どもの疾病などの事態に備えた環境設定は課題となっており、今後の検討が期待される。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント)給食は乳児食、幼児食、夕食とそれぞれの担当の栄養士が献立をたてている。間食は「おやつ」ではなく「午前食」「午後食(軽食)」として提供している。延長保育児に限り、希望に応じて夕食も提供している。食事は子どもの発達に配慮し0歳児は1対1、1歳児は1対1から徐々に3対1とグループに移行しており、2歳児は4対1、3歳以上は5～6名のグループで食べている。食育計画は栄養士が立て、実行についてはクラス担任と協力し進め、毎月評価し改善に努めている。食材には十分配慮して安全で安心なものを提供している。栄養士が保育室の配膳をおこなったり、子どもが調理に参加するなど、日常的に栄養士と子どもたちと関わる機会がある。食物アレルギー児に対しては誤食のないように厨房内でプレートに名札を置くなど2重チェックをおこなうとともに、配膳時には職員間で再びチェックをしている。障害のある子どもには保護者、担任、栄養士が情報交換を密にして、誤飲防止など必要な対応をきめ細かくおこなっている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)用務員を配置し、トイレ・共用スペース・各クラスをはじめ園全体の環境整備に取り組んでいる。室内は温度、湿度、換気などを適切な状態に保持することに努め、手拭きタオル、食事用エプロンなどは園で一括して洗濯をし、衛生管理に努めている。玩具の消毒は乳児クラスは毎日午前中、幼児クラスは週1回おこなっている。また、用具の衛生管理や感染予防のための手洗い、うがいの励行に取り組んでいる。なお、屋内の設備及び用具の衛生管理には努めているが、屋外についてはさらなる取り組みが期待される。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)事故や怪我が発生した場合は、園長、主任、関わった職員で話し合い、原因と今後の対策などについて事故報告書に記録している。また、防犯カメラ設置や門扉施錠システムを導入し、保護者には専用カードで門扉の開閉するなど、外部からの不審者対応の体制を整えている。事故発生対策マニュアルは現在作成しているところである。固定遊具と危険物などについては安全点検をおこなっているが、目視点検である。今後は記録に残し、職員間で共通理解を図ることが望まれる。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)非常災害時に備えてマニュアルや役割分担を整備して職員に会議等で周知している。避難訓練は年間計画に沿って地震・火災・洪水などを想定したり、送迎時や午睡時など場面を変えて毎月実施している。また、年2回消防署の立ち合いで訓練を実施したり、警察署などと連携した防犯訓練なども予定している。また、非常110番通報システムを設置している。保護者には安全対策や災害時の対応などについて重要事項説明書で説明し、協力を得ている。保護者及び職員の安否確認方法や防犯対策は今後の検討課題としている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)地域の保護者への子育て支援として、地域子育て支援センター「かるがも」や一時預かり保育として「やまばと」を併設している。「かるがも」は地域の親子の遊び場や育児相談などに利用されており、妊婦中の人から未就学児の親子まで利用できる場となっている。とくに父親の参加を促す土曜日の「土曜かるがも」や「パパ・ママかるがも」は、父親の子育て参加と週末の遊び場を提供している。また、急な用事や母親のリフレッシュなどをサポートする一時預かり保育事業「やまばと」を運営している。そのほか、地域の公共施設に職員がわらべ歌や身近なおもちゃなどの紹介に向くなど、地域の子育て家庭の支援に取り組んでいる。		